

# 文京区建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度における 説明義務制度の対象となる建築物の用途及び規模を定める条例（骨子案）

## 1 条例の目的

本条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）に基づき、文京区で定める「文京区建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）」が指定する区域内において、建築士が設計を行うときに、建築物に設置することができる再生可能エネルギー利用設備について、建築主に対し説明を要する建築物の用途及び規模を定めることを目的とする。

## 2 建築士が説明を要する建築物の用途及び規模

建築士が説明を要する建築物の用途及び規模は、建築物省エネ法の規定により、促進計画を定める区市町村が別途条例で定めることとされている。本条例で以下のとおり定める。

### （１）説明を要する建築物の用途

建築物省エネ法施行令第6条で規定する、省エネ基準への適合義務の適用が除外される（再エネ利用設備設置に適さない）建築物以外の建築物とする。

※省エネ基準への適合義務が除外される建築物の例

- 居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空調設備の設置不要な用途の建築物
- 文化財保護法等により指定された建築物
- 仮設建築物

### （２）説明を要する建築物の規模

建築物省エネ法施行令第8条の規定を準用し、床面積10平方メートルを超えるものとする。

## 3 公布・施行時期

条例公布については、促進計画の策定と同時期とする。

条例施行については、周知期間を設けた後とする。